

市区町村別集計項目(推進体制等)

長崎県	
市区町村数	21

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						13	16	5			20					
42	201	長崎市	長崎市市民生活部人権男女共同参画室	1	1	1	1	長崎市男女共同参画推進条例	2002年9月25日	2002年10月1日		第3次長崎市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1	
42	202	佐世保市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例	2006年3月2日	2006年3月2日		第3次佐世保市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
42	203	島原市	市民協働課	1	2	1	1				0	第3次島原市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
42	204	諫早市	人権・男女参画課	1	1	1	1	諫早市男女共同参画推進条例	2013年6月28日	2013年7月1日		第3次諫早市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
42	205	大村市	男女いきいき推進課(男女共同参画推進センター)	1	1	1	1				0	第5期おおむら男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
42	207	平戸市	総務部総務課行政班	1	2	0	1				0	平戸市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
42	208	松浦市	総務課	1	2	0	1				0	第3次松浦市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
42	209	対馬市	総務課	1	2	0	1				0	第4次対馬市男女共同参画計画	2022年3月1日 ~ 2027年2月28日	1	1	
42	210	壱岐市	政策企画課	1	2	1	1				0	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
42	211	五島市	市民課	1	2	1	1	五島市附属機関の設置等に関する条例	2021年9月30日	2021年10月1日		(第4次五島市男女共同参画計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
42	212	西海市	市民課	1	2	1	1				0	第2次西海市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
42	213	雲仙市	雲仙市地域振興部地域づくり推進課	1	2	1	1	雲仙市男女共同参画推進条例	2021年12月27日	2021年12月27日		第3次雲仙市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
42	214	南島原市	市民課	1	2	1	1				0	第3次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
42	307	長与町	政策企画課	1	2	1	1				0	長与町第3次男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
42	308	時津町	企画財政課	1	2	1	1				0	第3次時津町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
42	321	東彼杵町	総務課	1	2	0	0				0	東彼杵町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
42	322	川棚町	総務課	1	2	0	0				0	(第6次川棚町総合計画)	2022年4月 ~ 2031年3月	0	0	
42	323	波佐見町	企画財政課	1	2	0	0				0	第二次波佐見町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
42	383	小値賀町	総務課	1	2	0	0				0					1
42	391	佐々町	総務課	1	2	1	1				0	第3次佐々町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
42	411	新上五島町	総務課	1	2	0	0				0	新上五島町第3次男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4						0	4	3	1	0	3	1	0	
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	アマランス	850-0874	長崎県長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館1階	095-826-0018	095-826-2244	<a href="https://ngs-shiminkaikan.jp">https://ngs-shiminkaikan.jp</a>		○		○			○	
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	スピカ	857-0863	長崎県佐世保市三浦町2番3号 アルカスSA SEBO2階	0956-23-3828	0956-23-3880	<a href="http://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/jinken/spica.html">http://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/jinken/spica.html</a>		○	○			○		
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	ひと・ひと	854-0016	長崎県諫早市高城町5-25 高城会館2階	0957-24-1580	0957-22-9145	<a href="https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post29/7407.html">https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post29/7407.html</a>		○	○			○		
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	ハートパル	856-0832	長崎県大村市本町458番地2 プラットおおむら4階	0957-54-8715	0957-54-8700	<a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html">https://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html</a>		○	○			○		
42	207	平戸市															
42	208	松浦市															
42	209	対馬市															
42	210	壱岐市															
42	211	五島市															
42	212	西海市															
42	213	雲仙市															
42	214	南島原市															
42	307	長与町															
42	308	時津町															
42	321	東彼杵町															
42	322	川棚町															
42	323	波佐見町															
42	383	小値賀町															
42	391	佐々町															
42	411	新上五島町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			4															
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	2002年10月1日	5	4	16,780	○	○	○	○		○	○				幼児室・授乳室の設置、センター主催講座における一時保育の実施
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	2001年3月1日	3	2	2,829	○	○		○							
42	203	島原市			0	0	0											
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	2004年11月1日	4	1	8,119	○	○	○	○		○	○				
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	3	4	14,655	○	○	○	○		○				○	
42	207	平戸市			0	0	0											
42	208	松浦市			0	0	0											
42	209	対馬市			0	0	0											
42	210	壱岐市			0	0	0											
42	211	五島市			0	0	0											
42	212	西海市			0	0	0											
42	213	雲仙市																
42	214	南島原市			0	0	0											
42	307	長与町			0	0	0											
42	308	時津町			0	0	0											
42	321	東彼杵町			0	0	0											
42	322	川棚町			0	0	0											
42	323	波佐見町			0	0	0											
42	383	小値賀町			0	0	0											
42	391	佐々町			0	0	0											
42	411	新上五島町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				9		13	0	0.0	16	1	6.3	8	0	0.0	9	0	0.0	4,238	231	5.5
42	201	長崎市	1999年9月6日	ながさき男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							958	103	10.8
42	202	佐世保市	2001年10月2日	男女共同参画都市させぼ宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							613	45	7.3
42	203	島原市	2016年8月5日	女性活躍推進宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							224	8	3.6
42	204	諫早市				1	0	0.0	2	1	50.0							225	5	2.2
42	205	大村市				1	0	0.0	1	0	0.0							169	14	8.3
42	207	平戸市	2022年1月19日	イクボス宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							163	0	0.0
42	208	松浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	5	3.5
42	209	対馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	3	1.7
42	210	壱岐市	2016年8月16日	女性活躍推進宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							238	2	0.8
42	211	五島市	2022年3月2日	五島市議会定例会施政方針	2	1	0	0.0	1	0	0.0							233	7	3.0
42	212	西海市				1	0	0.0	1	0	0.0							84	2	2.4
42	213	雲仙市				1	0	0.0	1	0	0.0							242	4	1.7
42	214	南島原市				1	0	0.0	1	0	0.0							427	15	3.5
42	307	長与町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	4	8.0
42	308	時津町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
42	321	東彼杵町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
42	322	川棚町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	2	5.7
42	323	波佐見町	2006年6月1日	男女共同参画のまち宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
42	383	小値賀町	2021年3月8日	イクボス宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	32	2	6.3
42	391	佐々町	2020年2月13日	ながさき結婚・子育て応援宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	32	2	6.3
42	411	新上五島町										1	0	0.0	2	0	0.0	114	8	7.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード								
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
																															その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況
	小計			734	611	10,430	2,639	25.3		760	633	10,306	2,410	23.4	113	63	698	112	16.0	485	37	7.6	688	52	7.6									
42 201	長崎市	40.0		123	94	1,520	347	22.8	全ての審議会等	106	88	1,520	347	22.8	6	2	41	4	9.8	53	7	13.2	54	7	13.0	1								
42 202	佐世保市	40.0	2023年3月	73	66	979	250	25.5	法律又は条例により設置されている審議会等	70	62	898	230	25.6	6	2	36	3	8.3				51	5	9.8	1								
42 203	島原市	30.0	2025年3月	37	27	532	91	17.1	本調査(平成30年度による)	35	26	477	84	17.6	5	4	33	6	18.2	31	1	3.2	32	1	3.1	2	2019年4月1日	1						
42 204	諫早市	37.5	2023年3月	34	33	507	163	32.1	法律、条例、要綱等により設置されている審議会等	25	25	403	135	33.5	6	5	41	8	19.5	37	5	13.5	38	5	13.2	1								
42 205	大村市	40.0	2027年3月	81	72	1,097	280	25.5	地方自治法第180条の5-202条の3私的諮問機関等(要綱設置等)	43	40	597	138	23.1	6	4	55	8	14.5				40	7	17.5	1								
42 207	平戸市	30.0	2027年3月	43	34	608	117	19.2	地方自治法(202条の3)に基づくもの	43	34	608	117	19.2	6	3	38	4	10.5				40	1	2.5	1								
42 208	松浦市	30.0	2022年3月	49	38	758	175	23.1	法律、条例等により設置する付属機関及び要綱等により設置する審議会等	22	16	293	68	23.2	6	3	38	6	15.8	32	3	9.4	33	3	9.1	1								
42 209	対馬市	30.0	2027年3月	29	23	491	129	26.3	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	24	21	461	125	27.1	5	2	30	4	13.3				34	0	0.0	1								
42 210	壱岐市	30.0	2027年3月	48	32	550	119	21.6	地方自治法第202条の3	48	32	550	119	21.6	5	3	33	7	21.2				22	2	9.1	1								
42 211	五島市									53	38	802	157	19.6	6	3	35	4	11.4	35	2	5.7	36	2	5.6	1								
42 212	西海市	30.0	2028年3月	34	28	501	100	20.0	全審議会等が対象	34	28	501	100	20.0	5	2	34	3	8.8	38	2	5.3	39	2	5.1	1								
42 213	雲仙市	32.0	2026年3月	31	25	451	96	21.3	法律又は政令により設置されている審議会、法律により設置されている委員会等、条例等により設置されている審議会、会議等	31	25	411	93	22.6	5	3	32	4	12.5	40	3	7.5	41	3	7.3	1								
42 214	南島原市	33.0	2023年5月	45	40	622	140	22.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等に要綱・規則等を根拠にした審議会等を加えたもの	35	30	474	98	20.7	5	2	32	3	9.4	40	2	5.0	41	2	4.9	1								
42 307	長与町	40.0	2023年3月	55	49	641	210	32.8	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)、及び条例、規則等により設置されている会議等	50	45	616	203	33.0	5	4	25	7	28.0	21	2	9.5	22	2	9.1	1								
42 308	時津町									35	32	395	116	29.4	5	3	23	5	21.7	16	2	12.5	17	2	11.8	1								
42 321	東彼杵町									9	7	119	19	16.0	5	4	26	6	23.1	22	3	13.6	23	3	13.0	1								
42 322	川棚町									15	13	171	28	16.4	5	3	26	5	19.2	28	1	3.6	29	1	3.4	1								
42 323	波佐見町									17	14	204	40	19.6	5	4	25	7	28.0	26	2	7.7	27	2	7.4	1								
42 383	小値賀町									9	7	82	13	15.9	5	2	27	5	18.5	16	0	0.0	17	0	0.0	1								
42 391	佐々町									27	23	257	62	24.1	5	3	26	6	23.1	22	1	4.5	23	1	4.3	1								
42 411	新上五島町	35.0	2024年3月	52	50	1,173	422	36.0	根拠法令等に基づき、町内で各部署が所管し設置している委員会、審議会を対象としている。	27	25	386	98	25.4	5	2	40	7	17.5	28	1	3.6	29	1	3.4	1								







都 道 府 県 市 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
42	207 平戸市	1	<p>平戸市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>平戸市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、平戸市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(承認) 第2条 任命権者は、旧姓を使用することにより、誤解や混乱が生じないと判断できる場合においては、これを承認するものとする。</p> <p>(旧姓使用できる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。</p> <p>(旧姓使用申出書) 第4条 職員は、第2条の旧姓使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申出書(様式第1号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(承認の通知) 第5条 任命権者は、前条の申出を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに所属長を経て申出職員に通知するものとする。</p> <p>(取消) 第6条 任命権者は、職員が承認を得て旧姓を使用している場合において、その使用により混乱が生じたときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>(中止届) 第7条 任命権者の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用中止届を任命権者が受理したときは、当該旧姓使用の承認はその効力を失う。</p> <p>(申請の制限) 第8条 前条の規定により、旧姓使用中止届を受理された職員は、再び旧姓使用の申出をすることはできない。</p> <p>(責務) 第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用が適切に行われるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたって、常に市民又は職員等に誤解や混乱を生じないよう努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、市民及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。</p> <p>(その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 主な文書等の例示 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもの 職員名簿、名札、名刺、事務分担表関係文書、起案(決裁)文書、出勤表、服務に関する諸届書、給与に関する文書、旅行命令書、復命書、時間外勤務命令簿、財務会計に関する内部文書、軽易な通知(往復)文書 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 主な文書等の例示 (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれがあるもの 辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、分限・懲戒関係文書、共済組合関係文書、公務災害関係文書、源泉徴収関係文書 (2) 公権力の行使に係るもの 許認可・立入検査・徴税等法令に基づく行政処分に係る文書、職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書・契約書</p>	平戸市議会	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
42	208	松浦市	4	松浦市議会	1	2	1	松浦市会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、期間については、議長が必要と認めるときは、この限りでない。	2			1	1	1	1	1	1
42	209	対馬市	4	対馬市議会	1	2	1	対馬市議会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
42	210	香崎市	1	香崎市議会	1	2	1	香崎市議会議規則 2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
42	211	五島市	4	五島市議会	1	2	1	五島市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない													
										議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
42	212	西海市	1	<p>職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2. 旧姓を使用できる文書等 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 職場での呼称 (2) 産席表 (3) 職員名簿 (4) 名札 (5) グループウェア (6) メールアドレス (7) 決裁文書作成時の担当者氏名 (8) 決裁文書又は供覧文書等に係る押印 (9) その他、組織内部で使用され職員の同一性の確認が容易にできる文書等</p> <p>3. 申請 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3ヶ月以内に旧姓使用承認申請書(様式第1号)により所屬長を経て市長に申請しなければならない。</p> <p>4. 承認 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所屬長を経て当該職員に通知する。</p> <p>5. 中止 承認を受けて旧姓を使用している職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所屬長を経て市長に届け出なければならない。</p> <p>6. 責務 承認を受けて旧姓を使用している職員は、職務上旧姓を使用するに当たっては、常に市民及び他の職員に誤解及び混乱が生じないようにしなければならない。</p> <p>上記の内容は、平成28年8月1日より実施する。</p>	西海市議会	1	3	1	西海市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
42	213	雲仙市	4		雲仙市議会	1	2	1	雲仙市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
42	214	南島原市	3		南島原市議会	1	2	1	南島原市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第93条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			議 会 名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
42	307	長与町	2	長与町議会	1	2	1	長与町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
42	308	時津町	1	時津町議会	1	2	1	時津町議会会議規則 (職員の出産使用) 第5条 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を次に掲げる文書等において使用するときは、速やかに、改正前後の氏を証する書面を添えて、その旨を申し出なければならない。 (1) 職場での呼称 (2) 身分証明書 (3) 職員録 (4) 出勤簿 (5) 人事異動通知書 (6) その他この訓令に基づき職員が提出する身分及び職務上の届、届出等 2 職員は、旧姓の使用を希望する場合は、旧姓使用届出書(様式第2号)を提出しなければならない。 3 町長は、前項の届出を受けた場合において、申出者の旧姓と相違ないことを確認した後、旧姓使用届出書(様式第2号の2)により、速やかに、申出者に通知するものとする。 4 旧姓の使用を行っている職員が、その使用を中止したい場合は、旧姓使用中止届(様式第3号)を提出しなければならない。 5 総務課長は、職員の旧姓の使用における旧姓使用申出年月日、旧姓使用開始年月日、使用する旧姓及び旧姓使用中止年月日等必要事項について、人事記録の備考欄に記載しなければならない。	2					1	1	1	1	1	1
42	321	東彼杵町	2	東彼杵町議会	1	2	1	東彼杵町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
42	322	川棚町	4	川棚町議会	1	2	1	川棚町議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
42	323	波佐見町	4	波佐見町議会	1	2	1	波佐見町議会会議規則 第2条第2項(該当箇所引用) 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を出すことができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない														
									1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
42	383	小値賀町	4		小値賀町議会	1	2	1	小値賀町議会会議規則 第2条 2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4	
42	391	佐々町	2		佐々町議会	1	2	1	佐々町議会会議規則第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日まで	2							1	1	1	1	1	2	
42	411	新上五島町	4		新上五島町議会	1	2	1	新上五島町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	4	1	1

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント等(規定)がある倫理規程を制定している	2. 議員向け研修を実施している	3. 関係するハラスメント等(規定)がある倫理規程を制定している	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	0	4	1	0	0	0		0	0	0			6		
		0	2	4	0	0	0	0		0	3	2			14		
		0	2	13	0	0	2	0		2	18	0			1		
		21	17		0	0	0	1				19					
42	201 長崎市	4	3	2							3	2		1	長崎市地域防災計画、長崎市災害対策本部規程 長崎市地域防災計画 第1章 総則 第1節 計画の策定方針 6. 男女共同参画等の多様な視点を取り入れた防災体制の確立 「本計画のすべての事項を通じて、国籍、宗教、性別、年齢による差異、障害・能力の如何を問わず、多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。」 長崎市災害対策本部規程 別表(第4条関係) 市民生活部 厚生相談班 「(5)男女共同参画の視点からの災害対応に関すること。」		
42	202 佐世保市	4	4	3							3	4		1	佐世保市地域防災計画 避難所運営決定に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。		
42	203 島原市	4	4	3							3	4		1	島原市地域防災計画(第3章第10節指定避難所の運営) 5 居住区域の割り振りとは班長の選出 指定避難所派遣職員は、町内会自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。 6 指定避難所の自主運営体制の確立 指定避難所生活が長期化する時は、町内会自治会代表者、自主防災組織、住民等は、指定避難所派遣職員等と連携し、指定避難所運営組織を設立するとともに、指定避難所運営組織の班長(男女で構成)を選出し、班長の下で、主に次の事項について指定避難所を運営する。運営においては、企画の段階から女性の参画を推進し、女性の意見を反映する。		
42	204 諫早市	4	4	3							3	4		2			
42	205 大村市	4	4	3							3	4		1	大村市地域防災計画 ボランティアセンターの開設に関すること。 ボランティアの受入・配置に関すること。		
42	207 平戸市	4	4	3							3	4		2			
42	208 松浦市	4	4	3							3	4		2			
42	209 対馬市	4	4	3							3	4		2			
42	210 壱岐市	4	4	2							2	4		3			
42	211 五島市	4	4	3							3	4		2			

